

国立大学法人長岡技術科学大学受託研究員取扱規程

平成 16 年 4 月 1 日
規 程 第 3 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人長岡技術科学大学（以下「本学」という。）における受託研究員の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、受託研究員（以下「研究員」という。）とは、企業等の現職技術者であって、本学の大学院工学研究科において研究の指導を受ける者をいう。

(資格)

第 3 条 研究員として受入れることができる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 67 条本文で定める大学院に入学することができる者又は本学がこれらに準ずる学力があると認めたとする。

(申請)

第 4 条 研究員を委託しようとする企業等の長（以下「委託者」という。）は、受託研究員委託願（別紙様式）に本人の履歴書を添えて学長に願い出なければならない。

(許可)

第 5 条 学長は、前条の願い出があったときは、研究員として適当と認められ、かつ、本学の教育研究に支障がない場合に限り、受入れを許可する。

(研究期間及び受入れ時期)

第 6 条 研究員の研究期間は、1 年以内とし、その研究は受入れを許可された日の属する会計年度内に行うものとする。ただし、研究の継続の必要がある場合は、その期間を更新することができる。

2 研究員受入れの時期は、年度の始めとする。ただし、特別の理由があるときは、その年度の中途においても許可することができる。

(研究料)

第 7 条 研究員の研究料は、研究員の研究料は、次の表のとおりとする。

区 分		研究期間	研 究 料
一般の受託研究員	長期	6 か月を超えて 1 年以内	5 4 1 , 2 0 0 円
	短期	6 か月以内	2 7 0 , 6 0 0 円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人（注参照）が定める「国内留学制度」による受託研究員	長期	6 か月を超えて 1 年以内	5 4 1 , 2 0 0 円
	短期	6 か月以内	2 7 0 , 6 0 0 円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3 か月以内	1 3 5 , 3 0 0 円
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員	改良普及員	6 か月以内	2 7 0 , 6 0 0 円
	専門技術員及び農業研修教育施設等指導職員	3 か月以内	1 3 5 , 3 0 0 円

(注) 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林

水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター

2 研究員の受入れを許可されたときは、委託者は本学の発する振込通知書により研究料を所定の期間内に納付しなければならない。所定の期間内に納付しないときは、受入れの許可を取り消す。

3 既納の研究料は、返還しない。

(証明書の交付)

第 8 条 研究員が所定の研究を終了したときは、学長は本人の願い出により、その研究事項について証明書を交付することができる。

(規則の遵守)

第 9 条 研究員は、本学の規則を遵守しなければならない。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、研究員の受入れに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式(第4条関係)

受託研究員委託願

平成 年 月 日

国立大学法人
長岡技術科学大学長 殿

委託者
住 所
会社名
代表者名

下記のとおり、受託研究員として貴学に研究指導を委託したいので許可くださるようお願いいたします。

記

(フリガナ) 氏 名		性 別	男 女	生年 月日	年 月 日生
最終学歴及び 卒業年月					
会社等の所属 部課及び職名					
委託を希望す る理由					
研 究 題 目					
研 究 内 容					
研 究 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
希望する指導 教員名					
備 考					

〔添付書類〕 履歴書 その他 ()